

2024
年度

改訂版

2025年
10月1日改訂

監査品質のマネジメントに関する年次報告書
(公認会計士法施行規則第95条、第96条対応)

SHiNSOH
AUDIT CORPORATION
新創監査法人

SHiNSOH
AUDIT CORPORATION

BuildingTrust

資本市場の中で信頼を築く一員として

新創監査法人

CONTENTS

01 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

- (1) 最高経営責任者からのメッセージ
経営方針並びに監査品質向上に向けた取り組みについて
- (2) 事務所概要
 - ・設立について
 - ・クライアントリスト
 - ・新創メンバーズ(社員(パートナー)紹介)
- (3) 新創 AQI

02 経営管理の状況等

- (1) 品質管理基盤
- (2) 組織・ガバナンス基盤
- (3) 人材基盤
- (4) IT基盤
- (5) 財務基盤
- (6) 国際対応基盤

03 新創インタビュー

監督・評価委員会委員 加藤 厚氏 × 統括代表社員 柳澤 義一

別紙「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」

※参考資料 当監査法人の「業務及び財産に関する説明書類」については、
日本公認会計士協会の登録上場会社等監査人情報において公開しています。
<http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/>

本報告は、2024年度(2024年1月1日~2024年12月31日)版として2025年6月30日に提出しましたが、
2025年10月1日時点の情報を更新した改訂版として作成しております。

※当監査法人の改正された公認会計士法施行規則の適用開始日が2024年7月1日であり、
本報告書は、公認会計士法施行規則第95条、第96条に対応するものです。

※当監査法人へのお問い合わせは、当監査法人のホームページの下記までお願いいたします。
<https://shinsoh.co.jp/inquiries/>

01 監査品質向上に向けた取組 及び事務所概要

(1) 最高経営責任者からの メッセージ

経営方針並びに監査品質向上に向けた取り組みについて

プロローグ

新創監査法人は、2000年にそれまでの個人事務所(1985年に開業登録)から監査法人へと法人成りを行いました。本年度で設立25年となります。

昨年、新創監査法人では上場会社等監査人登録制度が法制化されたことに伴う登録申請を行い、名簿登録が完了いたしました。

名簿登録の法制化により、当法人の品質管理体制が大きく変わるわけではありませんが、法制化の意味は、より高い規律のもと日々緊張感を持ち、強い覚悟を持って監査の品質と向き合い業務を推進していくことにあと思っています。その緊張感とは何か、緊張感を越えた先には何があるかを意識しながら、新創監査法人の品質管理への取り組みについてお話ししたいと思います。

新創監査法人が掲げる四つのテーマ

「チームワーク」

「一人ひとりのキャリア・アップ」

「高い規律と向き合う覚悟」

「Look behind the numbers!」

新創監査法人は、監査品質の向上に向けて四つのテーマを掲げています。

一つめは「**チームワーク**」です。監査は一人ではできません。チームで取り組みます。「チームワーク」の原点は「お互いをリスペクトすること」です。この気持ちをベースに、価値観を共有して意見交換することで良いチームワークが生まれ、提供される監査の品質がより向上し、かつ一人ひとりのキャリア・アップにもつながっていきます。

二つめは、その「**一人ひとりのキャリア・アップ**」です。監査法人は、スタッフ一人ひとりのキャリアが資源です。キャリア・アップのためには常に意識を高く持ち、積極的に業務に取り組んでいくことが重要です。日々一生懸命、高い意識を持って仕事に励んでこそ高いキャリアが得られるのだと思います。一つめの「チームワーク」と「キャリア・アップ」は相乗効果で伸びていきます。

三つめは、「**高い規律と向き合う覚悟**」です。2022年に公認会計士法が改正され、上場会社等監査人登録制度が法律上で規定される制度となりました。法制化にあたり、当時、私は日本公認会計士協会の中小監査事務所担当の副会長として、金融審議会の委員として議論に参加しました。そこで感じたことは「中小監査法人に対する資本市場からの高い期待」です。新創監査法人の監査業務の品質については、法制化の



新創監査法人 統括代表社員
柳澤 義一

チームワーク

一人ひとりの
キャリア・アップ

高い規律と
向き合う覚悟

Look behind
the
numbers!

有無にかかわらず、従来から最も重視してきたところですが、この法制化に伴い上場会社等監査人名簿への申請登録をはじめ、同時に改訂された品質管理基準への適用、監査法人のガバナンス・コードへの対応、資本市場への情報開示としての『監査品質のマネジメントに関する年次報告書』の公表等々、多くの体制整備が要求されています。これらは品質管理基準を軸に相互に関連しているものであり、端的に言えば「資本市場が期待する監査品質を保持する」ために上場会社等監査人に要求された高い規律です。新創監査法人は、この高い規律に積極的に向き合う姿勢こそが重要であると考え、「高い規律と向き合う覚悟」を三つめのテーマとして掲げています。

そして、四つめのテーマは、「**Look behind the numbers!**」(数字を見るのではなく、会社を見よ)です。

私たちは現在、高い規律のもとで日々緊張感を持って監査の品質と向き合っていますが、その緊張感を越える世界として、「Look behind the numbers!」(数字を見るのではなく、会社を見よ)を掲げています。

※監査対象には会社組織でない法人も含まれますが、ここではわかりやすく会社という言葉を使います。

これは、新創監査法人の監督・評価委員を務めていただいている堀江先生(金融庁企業会計審議会監査部会長・同内部統制部会長、日本大学商学部特任教授)からご教示いただいたものです。

財務書類を対象とした監査では、すべての面において会計数字が登場し、その会計数字によって構成された財務書類の正確性を確認していきます。会計基準がますます高度化・複雑化する中、監査技法も厳格化・精緻化・複雑化し、高度な監査手続等が求められるようになりました。詳細な会計数字の分析も行われています。こうした監査スタッフ一人ひとりの、一つ一つの監査手続の積み上げが、適正意見という心証の形成につながっていきます。

よって監査意見は、監査チーム全員の手続きの集結であり、それは単なる会計数字の積み上げではありません。「適正意見」、つまりその会社の財務書類が「適正であるという保証」は、その会社、法人の事業活動や経営の方向性にまでも深くかかわっており、ステークホルダーの皆様はその監査報告を信用して投資を行ったり、その法人と関係を持ったりされるのです。従って私たちは、監査対象となる法人の社会的な意義にまでも影響していると言っても過言ではありません。監査人はこのことをよく理解して、単に表面的な会計数字の正確性を追求するのではなく、「会計数字の持つ真の意味を考えよ」ということです。

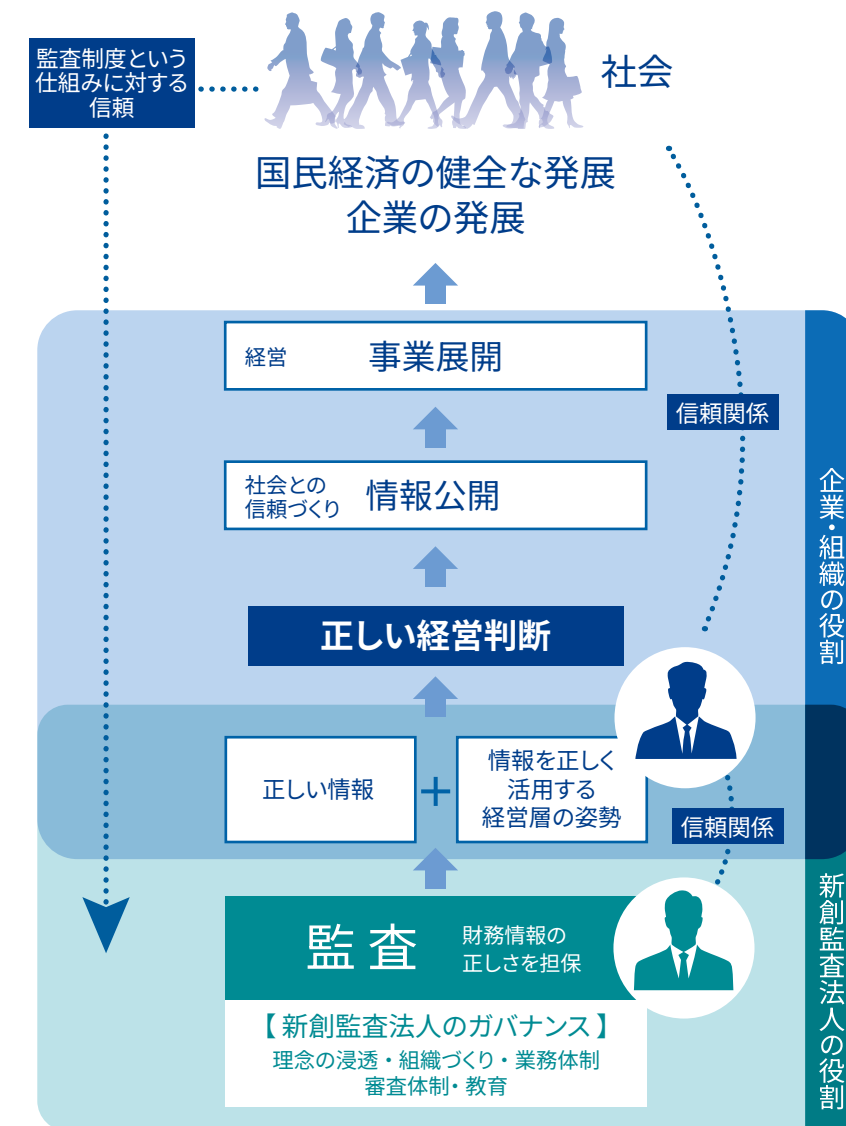
「Look behind the numbers!」の先にあるもの

「Look behind the numbers!」の先にあるものは何でしょうか。プロの監査人が目指すのは、経営者との信頼関係、資本市場との信頼関係、ステークホルダーとの信頼関係、社会との信頼関係です。

その信頼関係の裏付けは、この監査人はこの会社のことを誰よりも本当によくわかっている、真剣に考えている、ということではないかと思います。そのため、時には、関与先に対して会計数値の修正だけでなく、厳しくガバナンスの改革を要求することにも必要になるかもしれません。会計数字だけを語るのであれば、信頼関係は築けません。数値だけ見ているのでは、監査人はAIにとって代わられることは明白でしょう。常に会計数字の持つ真の意味を意識し、会社のあるべき姿を考えて監査をしていく姿勢こそが、会社を本当に理解し、誰よりも会社のことを思って監査をするプロの監査人と言えます。

「正しい経営判断」を支える会計監査の実現に向けて

監査の目的は「国民経済の健全な発展」に寄与することですが、これをブレイクダウンすると、組織のマネジメントが「正しい経営判断」をすることの重要性が見えてきます。正しい経営判断は、正しい情報と、その情報を正しく活用する経営層の姿勢がなければ成り立ちません。新創監査法人では「正しい経営判断」を支える監査を実現するために、「経営層の姿勢」にまでリーチする監査を目指して組織づくりに取り組んでいます。



Follow the Principles

四つのテーマから心がけるもの

「品質管理基準」と「ガバナンス・コード」は、監査法人が監査法人であることの基礎・基盤です。ですから「守れば良い」ということではなく、「身につけて活かしていく」ことが重要です。高い規律を身につけて活かしていくことで、職業的専門家としての研ぎ澄まされた懐疑心や、プロフェッショナルジャッジメントの能力が培われていくのです。

これらを踏まえて、私たちは、監査業務において常に下記のことを心がけます。

- ・品質管理基準の各構成要素、そしてガバナンス・コードの原則の趣旨を理解し、新創監査法人がしっかりと原理原則に即した方向に向かっているかを意識し、業務に当たる。
- ・数字や文字だけで表せる形式知から一歩進んだ個人の経験や価値観から生み出される暗黙知を意識し、形式知と暗黙知とのバランスを意識する。
- ・職業的専門家としての研ぎ澄まされた懐疑心、高度なプロフェッショナルジャッジメントによりクライアントとの信頼関係を構築し、問題点をいち早く発見することはもちろん、予防的見地から問題が発生する前に早め早めの手当、指導を行っていく姿勢を持つ。
- ・問題点が発見された時は、躊躇することなく、クライアントと真摯に協議し、妥協することなく徹底的に問題の解決に当たる。

Building Trust

新創監査法人の目指す姿

新創監査法人だから頼みたいと思われる監査法人に

新創監査法人は単に一所の監査法人として、規模の拡大、売上増加を目指すものではありません。新創監査法人は、我が国の経済社会の中において、規模は小さくとも、監査品質向上の模範となり、常に公認会計士監査の持つべき意味、監査業界の目指すべき姿、そして関与先のあるべき姿を真剣に考え、監査法人としての社会的役割とは何か、何をすべきかを一人ひとりが考える真のプロフェッショナル集団でありたいと思います。そのことが、資本市場から、「新創監査法人だから頼みたい」「新創監査法人の〇〇さんをお願いしたい」という姿につながるものと思います。

2000年、21世紀の始まりに新創監査法人は設立しました。この年は、「会計ビッグバン」という会計基準の大改変があり、財務情報の開示制度が一気に充実した年でもあります。25年が経過した今年は、非財務情報の開示の重要性が一段と高まっています。今後30年、40年、50年と常に社会と真摯に向き合い、資本市場の中で信頼を築く一員として、社会のために役立つサステナブルな組織となるよう成長発展を続ける努力を重ねてまいります。

Building Trust!



(2) 事務所概要

・設立について

新創監査法人は、2000年(平成12年)6月1日大蔵大臣(現財務大臣)よりの認可を受け、無限責任監査法人として同年6月14日に法人を設立し、現在に至ります。

【沿革】 1985年 柳澤公認会計士事務所を開業登録(東京都中央区築地)
2000年 個人事務所から監査法人へと仲間と共に新創監査法人を立ちあげ(東京都中央区銀座)
2010年 現在の東京都中央区銀座七丁目へ移転

【事務所所在地】

〒104-0061東京都中央区銀座7-14-13土地銀座ビル
<https://shinsoh.co.jp/>

・上場会社等監査人名簿登録事務所(登録上場会社等監査人)

<http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/>

・加入学会

日本ガバナンス研究学会 国際会計研究学会 日本会計研究学会

・クライアントリスト 監査の属性別関与先名一覧 2025年10月1日現在 (属性内五十音順)

金商法会社法監査

・旭コンクリート工業株式会社
・株式会社歌舞伎座
・松竹株式会社
・株式会社ツカモトコーポレーション
・トーセイ株式会社
・日販グループホールディングス株式会社
・日本ギア工業株式会社
・野崎印刷紙業株式会社
・ヒューマン・メタボローム・テクノロジーーズ株式会社

金商法監査

・合同会社渋谷神宮前IO
・新橋演舞場株式会社
・太陽毛織紡績株式会社
・トークン合同会社
・トークン・ツー合同会社
・トーセイ・プロパティ・ファンド(シリーズ3)市ヶ谷(デジタル名義書換方式)
・トーセイ・リート投資法人

会社法監査

・清水地所株式会社
・松竹ブロードキャスティング株式会社
・株式会社松竹マルチプレックスシアターズ
・第一リアルター株式会社
・株式会社西原衛生工業所
・NICリテールズ株式会社
・日本出版販売株式会社
・株式会社ピーシーデポコーポレーション

公認会計士法による監査法人監査

・有限責任監査法人トーマツ
・PwC Japan有限責任監査法人

文科省所轄学校法人

・学校法人呉竹学園
・学校法人昭和医科大学
・学校法人大正大学
・学校法人千葉学園
・学校法人千葉経済学園
・学校法人中央学院
・学校法人東京医科大学
・学校法人日本財団ドワンゴ学園
・学校法人廣池学園

知事所轄学校法人

・学校法人開成学園
・学校法人角川ドワンゴ学園
・学校法人啓倫学園
・学校法人実践学園
・学校法人すみれ学園
・学校法人仙台育英学園
・学校法人成増すみれ学園
・学校法人みのり幼稚園

その他の法定監査

・一般財団法人住宅金融普及協会
・公益財団法人東京都教育支援機構
・公益財団法人ニッセイ文化振興財団

任意監査

・イータリー・アジア・パシフィック株式会社
・ヴェンキ・ジャパン株式会社
・MOL ケミカルタンカー株式会社
・一般財団法人霞ヶ浦成人病研究事業団
・株式会社コジマ
・株式会社ジー・プリンテック
・一般社団法人全国旅行業協会
・TNI株式会社
・Tastemade Japan株式会社
・デロイトトーマツ合同会社
・デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社
・デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社
・デロイトトーマツ税理士法人
・デロイトトーマツグループ合同会社
・デロイトトーマツコンサルティング合同会社
・株式会社東京デリー
・トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社
・トーセイ・アール株式会社
・トーセイ・コミュニティ株式会社
・トーセイ・ホテル・マネジメント株式会社
・株式会社ドットミー
・苫東バイオマス発電合同会社
・新潟東港バイオマス発電合同会社
・一般社団法人日本私立医科大学協会
・株式会社星野リゾート・アセットマネジメント
・株式会社ひこベットフレンドリー
・PwCアドバイザリー合同会社
・ピュア・フィッシング・ジャパン株式会社
・株式会社プリンセススクウェア

(総数75社)

Shinsoh MEMBERS 社員(パートナー)紹介

2025年10月1日現在



柳澤 義一

統括代表パートナー(統括代表社員)
公認会計士・税理士



高橋 克典

代表パートナー(代表社員)
公認会計士・税理士



坂下 貴之

代表パートナー(代表社員)
公認会計士



相川 高志

代表パートナー(代表社員)
公認会計士



加藤 達也

代表パートナー(代表社員)
公認会計士
※2025年5月代表パートナー就任



飯島 淳

パートナー(社員)
公認会計士



松原 寛

パートナー(社員)
公認会計士



高津 知之

パートナー(社員)
公認会計士



星野 達郎

パートナー(社員)
公認会計士
※2025年4月パートナー就任



吉川 征志

パートナー(社員)
公認会計士
※2025年10月パートナー就任



山田 努

パートナー(社員)
公認会計士
※2025年10月パートナー就任

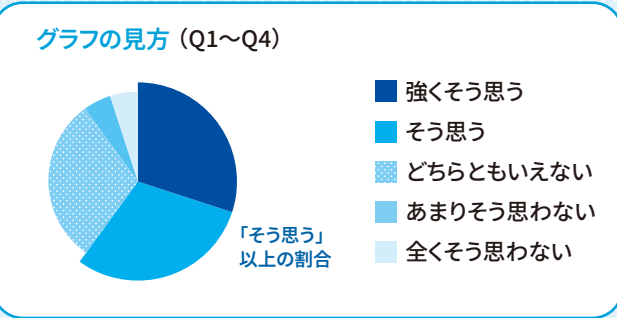


藤田 素明

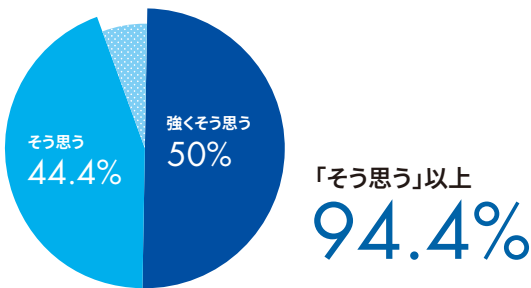
パートナー(社員)
公認会計士・税理士

(3) Shinsoh AQI 監査品質の指標 (Audit Quality Indicator)

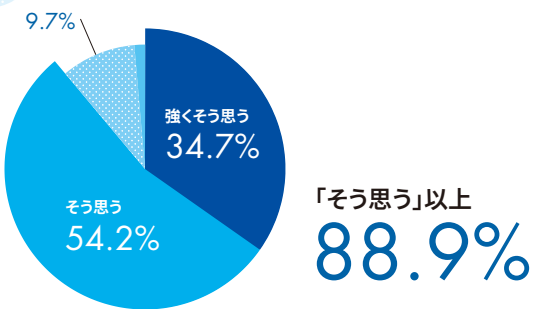
当監査法人の監査品質に関する取組みについて、監査業務に従事する当監査法人のパートナーを含むメンバーを対象にアンケートを実施しました。72名から回答を得ています。



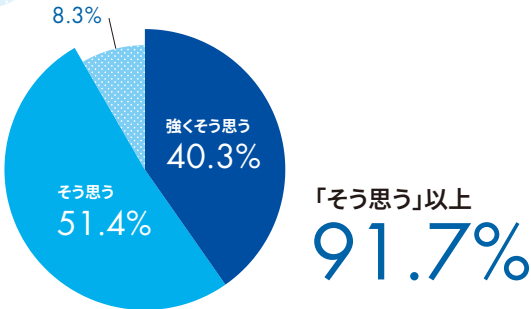
Q1. 「監査品質が最優先事項」というメッセージがトップから常に発信されていると思いますか？



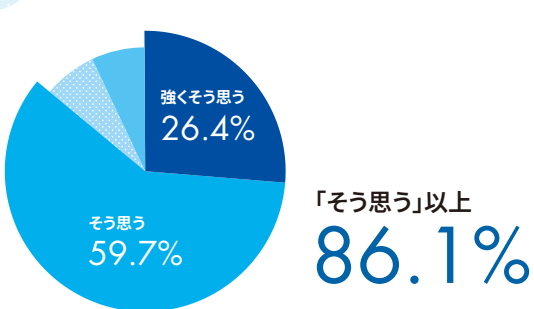
Q2. 当法人は品質管理システムを適切に整備・運用していると思いますか？



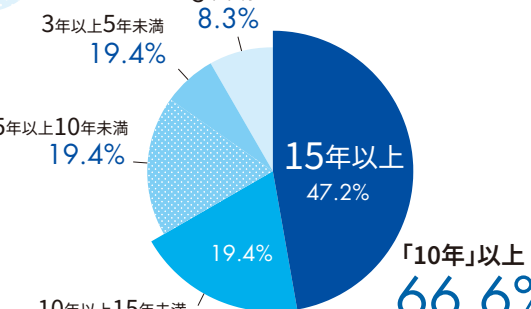
Q3. あなたは日ごろから監査品質を最も重視して監査業務を行っていますか？



Q4. 法人が提供する研修プログラムの内容は十分であると思いますか？



Q5. あなたの監査経験年数は何年ですか？



【アンケート結果に対する分析】

Q1～Q4において「そう思う」以上の回答は、いずれも85%を超えており、品質管理体制全体については一定の評価が得られているものと考えています。

Q1の「品質管理が最優先」というトップからのメッセージについては、「そう思う」以上の割合が4つの質問の中で最も高く(94.4%)、また、Q3の各人の監査品質を重視する意識についても高い結果(91.7%)が得られました。

Q2の品質管理システムの整備・運用については、Q1やQ3に比べてやや低く(88.9%)、「あまりそう思わない」という回答も一部にあることより、改善すべき点の洗い出しが必要であると考えています。またQ4の研修プログラ

ムの内容については4問の中でもっとも低い割合(86.1%)となっており、「あまりそう思わない」という回答者も一定数いることから、十分な評価は得られていないと判断できます。

Q5の監査経験年数においては、10年以上と回答した者が66.6%となっており、監査経験年数から見た監査スタッフの能力については一定の担保はできているのではないかと考えます。

このアンケート結果をさらに分析し、監査品質の向上に役立てていきたいと考えています。

02 経営管理の状況

(1) 品質管理基盤

① 業務の品質の継続的な維持向上を経営の基本方針としています。

当監査法人は、業務の品質の継続的な維持向上を経営の基本方針とし、公認会計士法第2条第1項業務（監査業務）並びに同法第2条第2項業務（非監査業務）について誠意を持って行っております。

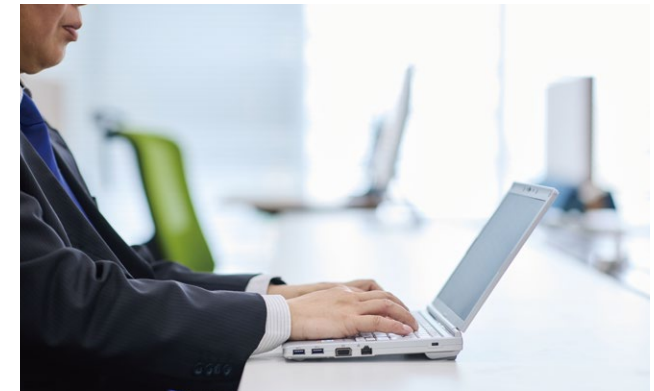
特に監査業務による利害関係者は、第一義的にはその先にいる投資家及び債権者等の幅広いステークホルダーであることから、監査法人の品質管理の継続的な維持向上こそが、その利害関係者の利益を守ることになるという理念を持っております。また、当法人では、創立以来、組織としての監査の品質の確保に向けた取組みを最優先課題として、トップから新人スタッフに至るまですべての構成員が常にコミュニケーションが取れる体制とし、自由闊達な議論、相互啓発を促し、監査を巡る課題や知見、経験を共有する風土の醸成及び維持・向上に努めております。この方針は法人内にとどまらず、監査業務及び非監査業務の関与先との間においても提供する業務の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に実施しており、十分なコミュニケーションと付加価値の高いサービスの提供を心掛けております。

② 職業倫理の遵守及び独立性の確保の徹底をはかっています。

当監査法人は、すべての社員（パートナー）及びスタッフが職業倫理並びに独立性に関する規定を遵守するための諸規程及びマニュアルを定めております。これらの規程等は、公認会計士法及びその関連法令並びに日本公認会計士協会の倫理規則に準拠しております。

具体的には、品質管理部門は社員及びスタッフ全員を対象として年1回、日本公認会計士協会公表の独立性のチェックリストを使用した独立性の確認の実施並びにインサイダー取引防止規程に基づく誓約書の入手を行い、違反等対処すべき問題が識別された場合には直ちにそれに対処する措置を講じております。

また監査チームごとに監査契約の受嘱審査前、監査計画及び監査の結果の審査前に独立性の確認を実施しており、問題が識別された場合には直ちに品質管理部門責任者に報告して適切な措置を講ずることにしております。また、一部の社員及びスタッフが社員の承認のもと兼業を行っている場合に、それが監査業務における利害関係並びに利益相反等に抵触しないかについては定期的に確認しています。なお、独立性及びインサイダー取引防止規程に係る問題が識別された事案は過去に発生しておりません。



また当法人が非監査証明業務を受嘱する場合（PIE※である監査関与先への当時提供業務の場合には監査役等からの同意が前提）は、監査業務との同時提供禁止業務並びに利益相反等に抵触しないかを確認の上、社員の承認を受けることとしております。

監査業務の担当社員等のローテーションについては、倫理規則に準拠した「ローテーション規程」を定め、担当社員の関与年数、能力等を勘案し、ローテーション管理表による管理を行っております。

※PIEとは、Public Interest Entityの略で、上場企業及び社会的影響度の高い事業体のことを言います。

③ 監査業務に係る契約の締結及び更新は社員の承認のもとに行います。

監査契約の新規の締結及び更新に当たっては、最高意思決定機関である社員の承認を受けることを義務付けております。その際に監査チームが行う契約リスクの評価は、当法人が定める所定の様式を利用しています。かかる様式は、品質管理基準報告書並びに監査基準報告書等の関係条項、法規委員会研究報告等に遵守するように策定されているだけでなく、加えて当監査法人の姿勢として、特に新規の契約においては、新たに契約を締結しようとしている関与予定先の法律顧問、税務顧問等に関しても必要に応じてヒアリングを実施し、また、反社会的勢力との関係がない旨の誓約書の入手などの実施も手続として含んでおります。

④ 監査業務の実施については、監査基準に適合した当法人のオリジナルの監査ツールを使用しています。

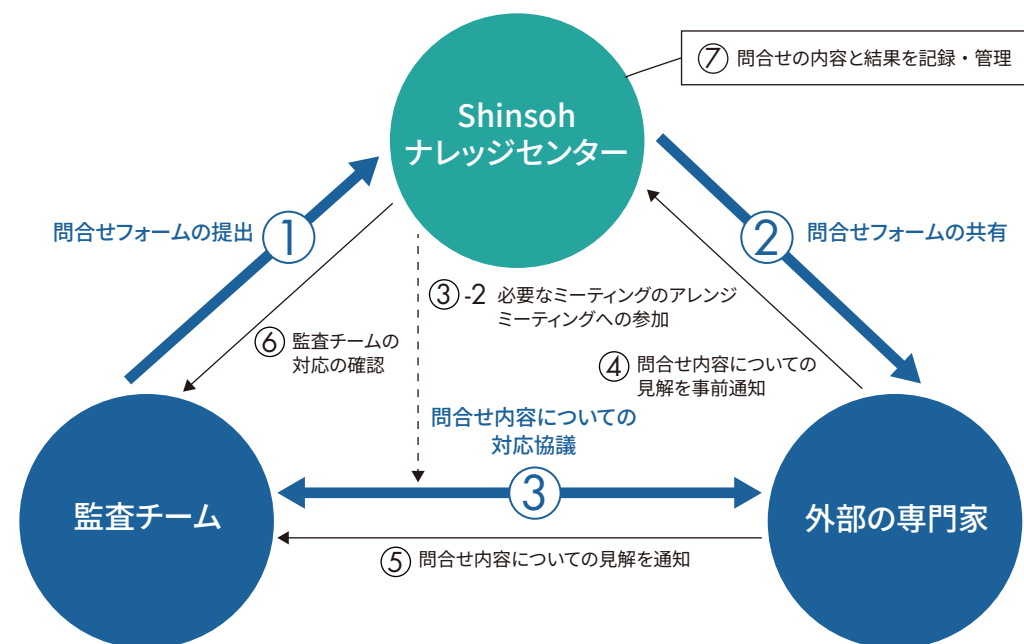
当監査法人は、「監査に関する品質管理基準」並びに品質管理基準報告書及び監査基準報告書等に準拠して監査の品質管理規程を定め、監査基準等に適合した当法人固有の監査ツールを策定し利用しております。すべての監査業務において、かかる監査ツールを利用することにより、一定以上の品質が均一的に確保されるようにしております。以下、監査品質の向上に向けた監査の実施に伴う諸々の対応を述べます。

ア. 専門的な見解の問合せ・専門家の業務の利用

【専門的な見解の問合せ】

品質管理基準のっとり、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていな難しい重要な事項については、慎重に対応するため、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせるかどうかを検討することを義務付けております。当監査法人では、監査チームからの会計・監査に関する問合せに対応する部署としてナレッジセンターを業務管理部門内に設置しています。ナレッジセンターでは、問合せのあった事項について監査チームの対応を支援すると共に、問合せのあった事項が、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていな難しい重要な事項であると判断された場合には、品質管理基準の「専門的な見解の問合せ」に該当するものとして、問合せ先として契約している外部の専門家からの適時適切な助言指導を受けて対応しております。

■新創監査法人 専門的な見解の問合せ 業務フロー



■専門的な見解の問い合わせへの対応メンバー（会計・監査・倫理の分野）

布施伸章氏	公認会計士、合同会社会計・監査リサーチセンター代表、(経歴)ASBJ専門委員、大手監査法人パートナー、日本公認会計士協会理事、金融庁企業会計審議会監査部会専門委員などを歴任
弥永真生氏	明治大学専門職大学院会計専門職研究科専任教授、金融庁企業会計審議会委員(2015-2025)・臨時委員(2004-2015・2025-現在)、企業会計基準委員会委員(2010-2019)、財務会計基準機構企業会計基準諮問会議委員(2019-2025)。著書・論文多数

【専門家の業務の利用】

また必要に応じて、高度な専門的知見を有した公認会計士、学者などをタイムリーに利用できる体制を整えております。また、監査業務において、当法人のスタッフだけでは十分と思われない監査会計以外の専門的な分野(IT、特殊な税務、法律問題、不動産鑑定等々)については、監査基準報告書620に従い、必要に応じてそれぞれの専門家のリストを作成し、利用できる体制を取っております。

イ. 監査上(倫理も含む)の判断の相違の解決方法

監査上の判断の相違の解決については、まずは現場の主査が問題となるような事項を早期に把握し、業務執行社員と協議の上、必要に応じて早期に審査担当者への事前審査の依頼をしております。監査チーム内の判断の相違のみならず、審査担当者と監査チームの判断の相違などのケースにおいても、社員会での協議、専門的な見解の問い合わせの利用、日本公認会計士協会の倫理グループ、学者や法律の専門家への照会などを利用しながら、判断の相違の解決を図っており、解決が図られた後に監査報告書の発行稟議による決裁を受けることを義務付けております。

ウ. 監査証明業務に係る審査

監査証明業務に係る審査については、監査計画並びに監査意見についてコンカリング・レビュー・パートナー方式により審査をしております。

なお、属性や規模に応じた業務の効率化の観点から、品質管理基準報告書第1号(34-2JP)ののっとり、幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査、又は任意監査のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務で審査を実施しないこととしたものについては審査を省略し、代わりに自己点検チェックリストにより点検しております。

エ. 監査ファイルの電子化と紙面調書の保管について

現在、紙面調書と電子媒体による調書との併用をしておりますが、当監査法人の方針としては監査業務のDXを推進し、すべての業務において原則、電子媒体による調書とする予定です。監査調書の電子化を進めるべく、電子調書システムとしては、Auditech社提供の調書管理アプリ『いつでもSUITES』を2024年より導入を開始し、今後の対象業務を広げております。

紙面調書については、最終的な整理後の不適切な修正又は追加が物理的に行われないようにするため、最終的な整理後の監査調書の原本は品質管理部門責任者の管理下に置き、監査調書の整理期間終了後速やかに外部倉庫に保管するなど、これ以降に監査チームが原本にアクセスできないようにすることなどをマニュアル「監査調書の取扱いについて」で定め適切に運用しています。

オ. 業務の品質管理システムの監視について

監査業務の品質管理システムの監視については、日本公認会計士協会の中小事務所等施策調査会から公表されている「品質管理のシステムの監視に関するガイド」に準拠して品質管理部門が日常的監視並びに定期的検証を行っております。

また、監査業務ごとに業務の進行表を作成し、業務の進捗を法人としてチェックする体制を取っており必要な手続きが漏れないようにしております。

定期的な検証は、その監査業務の監査チームメンバー及び審査担当者以外の者の中から、原則として社員を実施する者として選任することを品質管理規程又はマニュアルで定めております。

定期的な検証の対象業務を決定後に、その監査業務の定期的な検証の客観性及び適格性が確保できる適切な社員を統括代表社員(統括代表社員が業務執行社員の場合には品質管理部門責任者)が決定し、社員会で報告後に実施しております。



(2) 組織・ガバナンス基盤

①-1 監査品質を維持向上するためのガバナンス体制

当監査法人は業務の運営上必要な会議体として、最高意思決定機関である社員会のほか、業務執行の社員による経営会議、経営会議メンバーにマネージャー以上の管理職を加えた拡大経営会議及びスタッフ全員による全体会議(業務連絡会)を設置しており、それぞれ原則として月1回開催しております。

また、最高経営責任者である統括代表社員のもと、品質管理部門、業務管理部門、IT管理部門、研修部門、経営企画部門、総務部門を設置し、それぞれにおいて経営管理業務を行うとともに、これら各部門が相互に内部牽制することにより業務の執行の適正性を適時適切に確保しております。

①-2 監督・評価委員会の設置

さらに、独立性を有する第三者の知見を当監査法人のガバナンス及び組織運営に活用するため、下記に示すような監督・評価委員会を2024年1月に設置いたしました。

1. 監督・評価委員会の委員について



加藤厚氏

公認会計士、(経歴)IFAC国際会計士倫理基準審議会(IESBA)ボードメンバー、企業会計基準委員会(ASBJ)副委員長、大手監査法人代表パートナー、日本公認会計士協会常務理事などを歴任



堀江正之氏

日本大学商学部特任教授、金融庁企業会計審議会委員(監査部会長・内部統制部会長)、元監査研究学会会長他

2. 監督・評価委員会の運営について

当監査法人においては、監督・評価委員会に関する規定を定めており、委員の役割を明確にしております。

監督・評価委員会は、定期としては、三カ月に一度開催し、必要に応じて臨時の開催も予定しています。監督・評価委員会がその機能を実効的に果たすことができるように、経営企画部門担当のパートナーを監督・評価委員会の担当として定め、適時適切に情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる体制としております。

2024年～2025年9月までに開催された監督・評価委員会

<定例会>				<パートナー面談>			
第1回	2024年	2月16日(金)	第5回	2025年	3月24日(月)	品質管理部門	2024年 9月9日(月)
第2回	2024年	6月19日(水)	第6回	2025年	6月17日(火)	業務管理部門、研修部門	2024年 12月9日(月)
第3回	2024年	9月27日(金)	第7回	2025年	9月5日(金)	総務部門、IT管理部門	2025年 3月3日(月)
第4回	2024年	12月19日(木)					

3. 監督・評価委員会の委員の独立性について

監督・評価委員会の委員の独立性につきましては、類似の役割を持つ株式会社における社外役員に関する会社法第2条の社外役員の要件、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」などが参考になると考えており、それらを基準として独立性に問題のないことを確認しております。

② ガバナンス・コードの適用状況について

2023年3月24日に改訂された監査法人のガバナンス・コードにつきましては、その一つ一つの内容に対する当監査法人における具体的な取り組みを検討し、ガバナンス・コードに示されている理念に基づいた実効的な組織運営が実施されるよう整備いたしました。その適用状況につきましては、本報告の別紙として添付しております。

別紙に記載の通り、すべての項目においてコンプライしているものと考えております。(なお、指針1-6及び5-3のグローバルネットワークの加盟については該当していません。)

なお、原則ごとに当法人としての考え方は下記のとおりであります。それぞれの指針ごとの詳細は別紙をご覧ください。

原則1 監査法人が果たすべき役割(監査法人の公益的な役割の実現)

最高経営責任者からのメッセージの項においても述べておりますが、当法人は監査法人の果たすべき社会的役割を第一に意識し、単に一所の監査法人としてではなく、社会において監査法人の役割を果たすことについて模範となることをモットーとしています。そしてそのためにこそ監査の品質の持続的向上を目指すことを常にスタッフ全員に周知しています。

原則2 組織体制(実効的な経営(マネジメント)機能)

組織の規模が小さいとお互いの顔が常に見えるところから、ともすれば組織的運営がおざなりになり、単に業務を行うことで事足りるという風土になりがちですが、当法人では、実効的な経営(マネジメント)を内外に適切に示すためにも経営管理に関しては部門制を取り、各パートナーに役割分担を定め業務執行とは切り離して実効的な経営(マネジメント)を実践しています。

原則3 組織体制(経営機能の実効性の監督・評価する機能)

本項の前段にも詳細に記載しております通り、当法人では、監督・評価委員会を設けており、かつ委員の選任に当たってもその適格性を十分に考慮し、経営の実効性の発揮を支援する機能が確保されるようにしております。

原則4 業務運営(組織的な運営を実効的に行うための業務体制)

組織の規模が小さいため、経営機関等を担うパートナーが業務執行にも関与しており、そのことは経営

機関等と監査の現場の距離が近いこととなり、経営機関等の考え方を監査の現場に浸透させやすく、実際に経営機能を担うパートナーが個々の監査現場においてスタッフと接し経営機関等の考え方を伝達しています。

内部及び外部からの通報に関するシステムについては、方針・指針を定めており、ホームページに公表しております。弁護士事務所とも連携して総務部門で運用しており、伝えられた情報については、監督・評価委員会に伝達するとともに適切に活用することとしております。なお、通報者が不利益を被ることがない方針及び手続きを定めております。

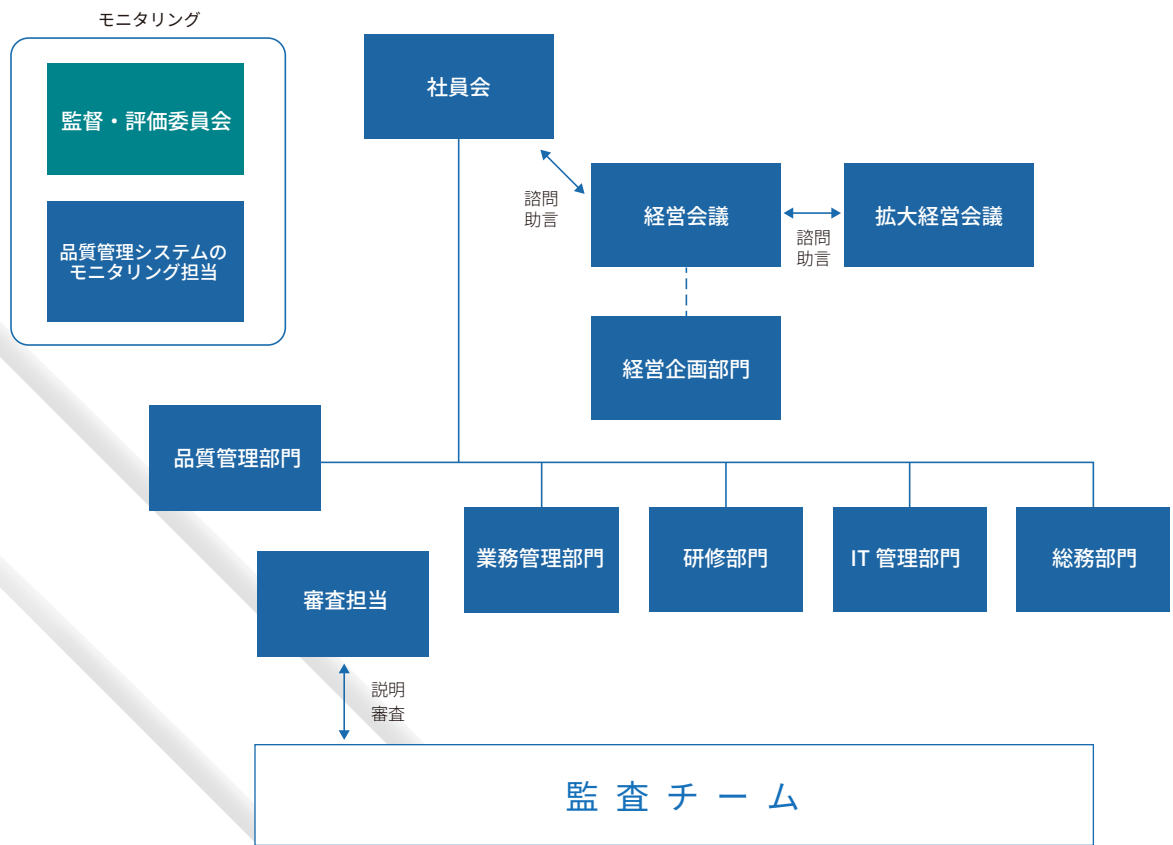
原則5 透明性の確保(十分な透明性の確保)

当法人では、被監査会社が評価できるように、業務執行社員のみならず経営機能を担うパートナーが会社に出向きコミュニケーションを図っております。その他の資本市場関係者に対しては、当監査法人並びに日本公認会計士協会のホームページを通じた情報公開のみならず、日本公認会計士協会の行う各種イベントへの参加、各種研究学会への加入、会計教育研修機構の活動への参加、マスコミ関係者とのコミュニケーション等、経営機能を担うパートナーが資本市場の関係者と接する機会を積極的に作り、それらを通じて、当法人が評価されるよう努力しております。

③ 当監査法人の組織図は、次の通りです。

■ 新創監査法人 品質管理体制兼組織図

2025 年 10 月 1 日付



(3) 人材基盤

① 新創監査法人の社員(パートナー)、スタッフの人数、平均年齢、代表社員 の氏名等

1. 社員(パートナー)、スタッフの状況

2025年10月1日現在

	社員 (パートナー) ※1		スタッフ ※2				
		代表社員		公認会計士	公認会計士 試験合格者 等	監査補助 職員	その他の 事務職員等
人数 (非常勤)	12人	5人	68人	10人 (40)	2人	12人	3人 (1)
平均年齢 ※3	58歳	59歳	37歳	44歳	46歳	29歳	46歳

※1 2025年3月に社員1名、7月に社員2名が退任しております。また、2025年4月に新たに社員1名、10月に2名が入り、2025年5月に社員1名が代表社員となっております。その結果、2025年10月1日現在、社員(パートナー)の人数は12名、内代表社員は5名となっております。

※2 この項でいうスタッフとは、社員(パートナー)以外の監査専門要員並びにその他の事務職員を含む総称として使用しています。公認会計士ならびにその他事務職員の欄の()書きは非常勤の人数です。

※3 平均年齢に非常勤は含んでおりません。

2. 代表社員の氏名等

2025年10月1日現在

役職名	氏名(生年月日)	略歴	
統括代表社員	柳澤義一 昭和31年8月3日生	慶應義塾大学卒	昭和60年3月公認会計士登録 平成12年6月代表社員就任 平成23年4月統括代表社員就任
代表社員	高橋克典 昭和41年8月23日生	慶應義塾大学卒	平成12年4月公認会計士登録 平成18年4月社員就任 平成20年4月代表社員就任
代表社員	坂下貴之 昭和51年2月17日生	法政大学卒	平成13年8月公認会計士登録 平成20年4月社員就任 平成27年4月代表社員就任
代表社員	相川高志 昭和45年4月22日生	慶應義塾大学卒	平成15年4月公認会計士登録 平成20年12月社員就任 平成27年4月代表社員就任
代表社員	加藤達也 昭和38年1月27日生	慶應義塾大学卒	平成5年8月公認会計士登録 令和6年7月社員就任 令和7年5月代表社員就任

② 監査実施者の採用の方針について

当監査法人においては、監査実施者確保のための雇用、採用に関する活動として、監査経験者を対象とした採用については、監査業務に精通した優秀な人材を採用することを必須としております。

具体的には、応募者からの職務経歴書を入手するだけでなく、複数の社員（パートナー）による面接、その他数次にわたる面接を行い、慎重に採用を決定しております。

また、公認会計士試験合格者・監査アシスタント等についても若干名の採用を連年行う方針であり、これらについては法人内にリクルート担当を組成し、採用方針を慎重に検討しています。選考にあたっては、監査実施者と同様に応募者からの職務経歴書を入手した後、複数の社員等による面接、その他数次にわたる面接を行い、客観的に評価した上で慎重に採用を決定しております。

③ 教育、研修、評価、配員等について

イ. 教育、研修について

監査実施者の教育・訓練については、全ての監査実施者に対して業務を実施する上で必要と考えられる内容を、タイムリーに当監査法人が主催して研修を実施する体制を取っております。また、日本公認会計士協会等、当監査法人外で主催される研修会への参加についても、積極的な受講を促しております。公認会計士登録者に係る日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度（CPD）については、適切に履修管理を行っております。なお、過年度を含めて義務違反者はおりません。

さらに、監査実施者の能力開発の観点からは、監査の現場での調書の査閲、業務指示を通じたOJTが重要と考え、様々な知見を有する外部の有識者（「専門的な見解の問合せ先」並びに「外部の専門家」）を選任しております。業務上、スタッフはいつでも所定の手続きの上、それらの利用が可能であり、かつ当該有識者を活用した研修等も実施しています。このことは個々の業務面における品質の向上、構成員の能力向上、法人全体としての監査品質の向上に寄与しています。

公認会計士試験合格者等の新たに採用する人材については、特別に入所時研修を設け、一定期間の初期研修ののち、監査現場に配員する前に特別研修を実施しております。特別研修では、監査の技術的な面ばかりでなく、倫理、品質管理、ITスキルといった面についても研修し、ビジネスマナーなども外部の専門家により研修を実施しております。



また、スタッフのキャリアアップを目指し、非監査業務の経験や事業会社等への出向など、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得できる施策を実施しています。

管理職（社員（パートナー）・ダイレクター・シニアマネージャー・マネージャー）以外の常勤職員については、二人ずつ担当の管理職を決め、フォローアップ体制を取って助言、相談、指導を行っております。



■ 2024年に行った研修のテーマ（開催順）

- ・令和5年私立学校法改正と私学法監査導入に関する解説
- ・品質管理基準と当監査法人の品質管理方針について（第一回）
- ・ハラスメント研修
- ・リース会計基準案の概要
- ・公認会計士の倫理を法的な視点から眺めてみる
- ・JICPA/IESBAによる職業倫理基準の開発状況
- ・最近の監査実務を巡る話題
- ・3月決算留意事項について
- ・監基報600「グループ監査における特別な考慮事項」について
- ・品質管理基準と当監査法人の品質管理方針について（第二回）
- ・電子調書システムの導入のための概要説明及び実際に動かしてみるトライアルを実施
- ・経営財務/会計監査ジャーナルのトピック紹介（改正リース会計基準、短信開示内容ほか）
- ・電子監査調書導入に向けて調書体系等の整理
- ・経営財務/会計監査ジャーナルのトピック紹介（我が国のサステナビリティ開示基準の導入に向けた実務動向ほか）
- ・四半期開示制度見直しに伴う報告書の改正等
- ・監査提言集について
- ・監査基準委員会報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」対応等のための監査ツールの改訂
- ・開示検査事例集
- ・リース会計基準について
- ・ハラスメント研修（続）
- ・公認会計士業務における情報セキュリティ
- ・令和6年度税制改正について
- ・公益法人等の税務について
- ・完了した業務の検証/品質管理レビューのフィードバック研修
- ・品質管理レビュー事例集

ロ. 監査実施者の選任

監査業務の業務執行社員及び審査担当者への選任については、ローテーション上並びにそれぞれの能力を勘案した上で業務部門で案を作成し、社員会で承認しております。その他の監査実施者の選任は、マネージャー、シニアマネージャー及び社員の会議により、専門的能力、実務経験及び監査業務の監査リスクを総合的に勘案して、各業務に適した人材をバランス良く配置すべく協議し、選任しております。

ハ. 監査実施者の評価

社員(パートナー)以外の監査実施者の評価については、監査の品質向上に対する姿勢などを特に重視し、人事評価の内規に基づきマネージャー以上の管理職が行い、昇給及び賞与並びに昇格は評価結果に基づいて決定しております。

管理職であるダイレクター、マネージャー、シニアマネージャーの評価については人事評価の内規に基づき社員会において行い、昇給及び賞与並びに昇格は評価結果に基づいて決定しております。

ニ. 社員(パートナー)の評価並びに業務の分担について

社員(パートナー)の評価については、監査の品質を重視する風土の醸成への取組姿勢を最優先しています。その社員が所管する各業務の品質が十分確保されているかどうか、法人全体としての監査品質の維持向上のための品質管理業務に貢献しているかという点を重視した上で、各社員の責任度と業務量をベースに行っております。社員の評価は年1回、個人別の自己評価も参考に統括代表社員により行われ、そのとりまとめ結果を社員全員に共有し、監督・評価委員会にて審議し意見を聴取した上で社員会で承認されます。この評価結果に基づき、定期的な検証を含む法人内の職務・役割が決定され、業務執行する監査業務及び審査などのローテーション管理が行われます。

④ 兼業・副業について

兼業・副業は、利益相反や独立性等において問題のないこと、業務に支障がないこと、兼業・副業が自己の資質を高めることに有効であることを要件に認めています。利益相反や独立性に対する懸念は、兼業・副業を行う前に社員会にて審議、承認を受けることとし、以後、年一回、その状況を社員会に報告して、懸念のないことを確認し、承認を受けることと定めています。



(4) IT基盤

① DXの推進により、監査業務の品質向上につなげていきます。

DXの推進の目的は、単なる業務の効率化ではなく、監査業務の品質向上にあると考えています。すなわち、DXの推進は、監査業務を行うスタッフの監査現場における作業負担の軽減を図ることとなり、重要性の高い領域にハイライトしたより深度ある監査手続の実施を実現していきます。

またデジタルツールの活用に必要な研修を取り入れ、最先端の技術を身に着けることは、スタッフの士気及び能力の向上につながり監査品質を高めていきます。スタッフが実務を進める中で生じる疑問について過去事例などを検索しやすくする仕組みなども、単に業務の効率化のみならず、一人ひとり資質の向上にも資するものと考えます。

DXの推進は、新人の採用・育成にも有効です。従来から、新人は監査のバックオフィス業務が多くなりがちで、そのことが監査業務に対するモチベーションを下げてしまうことも多々ありました。そうならないようにDX環境を整え、新人のときから監査スキルとともにデジタルスキルも身につけさせることで、自ら考える監査のデジタル人材の採用・育成を目指します。デジタルツールの仕組みにより、各専門要員が有しているナレッジを蓄積・共有することで、新人のオンボーディングをより効率的・効果的なものとしていきます。

② DXの推進により、資本市場からの信頼性の向上に繋がります。

DXにより、監査データの適時適切な保管をはじめ、監査調書の不適切な修正等が行われないようにする仕組み、必要な手続きがタイムリーに実施されるような仕組み、また常勤スタッフのみならず、非常勤スタッフも含むすべてのスタッフが当監査法人から貸与、管理されたPCの利用を行う(個人PCの使用禁止)等、セキュリティ面も含めた安心安全なシステムを構築することにより、資本市場からの信頼性を高めていきます。

現在は、監査調書の電子的な保存と紙媒体による保存の選択あるいは併用を可能としておりますが、将来的には電子的な保存を原則とし、紙媒体による保存は限定的としていきます。今後はよりDXを推進するために、選定した電子調書システム(Auditech社提供の調書管理アプリ『いつでもSUITES』)の導入、2024年7月から順次運用を開始しています。

また、タレントマネジメントをデータ化し、監査経験、能力、適性を効率よく分析することで、最適なアサイン及びプロフェッショナル人材育成のサポートなどに利用することも計画しています。

③ DX 化における 6 つのテーマと推進するための体制

当監査法人では、DX化に対して、大きく6つのテーマを掲げています。それは、1.情報セキュリティ、2.電子監査調書システム、3.事務所内DX化、4.IT統制評価の強化、5.テクノロジーの知見、6.AIの活用です。

そのために、下記のITプロジェクトサポートメンバーに加えて、大手監査法人のIT担当のパートナーを務めた公認情報システム監査人の方をアドバイザーとして新たに任用し、IT管理部門、業務管理部門、品質管理部門が連携してDXを推進する体制を取っております。

DX化を推進するためのITプロジェクトサポートメンバーは下記のとおりです。

神崎時男氏	(株)オーディター 公認会計士 / 公認情報システム監査人
福島憲法氏	(株) Auditech 代表取締役 公認会計士、電子監査調書システム導入支援 (Auditech 社提供の調書管理アプリ『いつでも SUITES』を 2024 年より導入を開始しております。)

(5) 財務基盤

① 売上等の推移

当監査法人の過去10年間の売上は下記の表のとおりです。売上（監査業務、非監査業務の合計）については、2015年430百万円に対して2024年は815百万円であり、約1.9倍となっており、売上（規模）拡大を第一目標にはしていませんが、安定的に売上を増加させています。なお、監査業務の売上に占める割合は、毎年92.5%程度となっており、監査業務が大半を占めております。中期的には10億円を超える売上を目指します。当期純利益については、安定的に黒字を確保しています。

過去 10 年間の売上の推移（単位：千円 / 税込金額）

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
売 上	430,424	457,826	549,278	588,703	572,849	641,104	760,024	771,208	775,700	815,218

② 報酬依存度に関する件

日本公認会計士協会の倫理規則に定められております報酬依存度15%に該当する関与先がないことを每期確認しております。

(6) 国際対応基盤

当監査法人は、現時点においては、国際的な特定の会計事務所のネットワークには加入していません。海外で活動を展開している日本の公認会計士事務所、監査法人、コンサルティングファームを中心に必要な業務ごとに業務提携を図っていくことにより、海外の会計事務所の利用が必要な業務に対応していきます。なお、現在、当監査法人が監査を担当する監査業務において海外子会社を有する関与先はありますが、それについては上記の方針に従い、子会社のある現地の会計事務所を適切に選任し業務を行っております。また、過去においても、多くの海外関連の業務を行ってきましたが、その都度、最適と思われる現地の会計事務所の選任を適切に行ってまいりました。

また、日本公認会計士協会が提供する海外で展開する日本の公認会計士事務所の名簿等を利用するなど視野に入れ、海外における会計事務所の利用のためのネットワーク作りを推進していくとともに、当監査法人内において海外業務を積極的に行える人材の育成に努めていきたいと考えております。

IFRS(国際会計基準)に対してはすでに適用している被監査会社もあり、当法人内において、IFRS対応ができる体制が整っています。

03

新創インタビュー Shinsoh interview



「品質管理」と「経営成績向上」の 両輪で健全な成長を目指す

新創監査法人は、2024年5月22日に「上場会社等監査人名簿」に登録され、正式に登録上場会社等監査人として承認されました。これから「改訂品質管理基準」に従って適切に監査を実施し、品質管理体制や経営管理の状況等について公表を行っていくこととなります。本日は、新創監査法人の監督・評価委員会の委員である加藤厚先生をお迎えして、新創監査法人の品質管理の状況および今後の課題をお話いただきました。

公認会計士法改正の意味

柳澤 2022年の公認会計士法の改正により、「上場会社監査事務所登録制度」が法制化されました。当時、私は日本公認会計士協会の副会長で、金融審議会の委員として議論に参加しましたが、これは中小監査法人を厳しく取り締まるものではなく、むしろ上場会社が4000社になろうとする証券市場にお

いて中小監査事務所の役割が重要になるので、中小監査事務所を応援する意味で法改正がなされたと思っています。ですから、各監査法人が自発的に創意工夫をもって品質管理を伸ばしていくことがポイントで、新創監査法人も規則や形にとらわれることなく、創意工夫をもって監査品質を高めていくという意識で取り組んでいる次第です。

取組の一つであるガバナンスの強化の中で「監督・評価委



数字が泣いている ことがわかる プロフェッショナルに 育って欲しい

とを求めています。そういう観点から、私と堀江先生は新創監査法人の健全な発展にも寄与できる助言、提言をしていきたいと思っています。

柳澤 監督・評価委員会を設置して1年以上経ちますが、本音で言えば非常に厳しく見ていただいていると思います。おっしゃるように単に第三者としてではなく、法人の発展に関して提言いただいて、もっと収益も伸ばすべきではないかというところまで踏み込んでお話しただけなので、我々の執行サイドとしては良い意味の緊張感を持って運営することができています。

監査品質向上に向けた取組

柳澤 新創監査法人は、毎年スタッフ全員で共有するテーマを決めています。

2022年は「新創チームワーク」で、監査はスタッフからパートナーまで全員がワンピースで取り組まないとはいけませんので、コミュニケーションを良くしようということから始めました。2023年はチームワークの延長線上として「一人一人のキャリアアップ」を掲げました。監査法人は一人一人のキャリアアップがなされて強くなりますから、全員が自分のキャリアを伸ばすことを意識しようというテーマです。昨年の2024年は、法制化されたことを受けて「高い規律と向き合う覚悟」を掲げました。

そして今年のテーマはLook behind the numbersです。この言葉は堀江先生からご教示いただいたもので、我々は数字だけ見て合っているからOKではなくて、数字の奥にある実体が何であるかを考えなければいけない、つまり会社の実体を見る監査をしようと、これを今年のテーマにしています。これらのテーマは全部つながっていき、一つのナラティブとして監査品質に取り組んでいるところです。

加藤 私たち監督・評価委員会の委員1年間にわたって新創

員会」を設置し、第三者の立場から経営や監査品質の取組を見ていただく委員を二人選任させていただきました。本日はそのお一人である加藤厚先生と新創監査法人の品質についてお話をさせていただきます。

加藤 新創監査法人は、2023年3月に改訂された監査法人のガバナンス・コードに準拠して監督・評価委員会を設置したわけですね。その委員に私と堀江先生が選任されたということで、非常に光栄に思っております。

柳澤先生とは日本公認会計士協会の役員の同期として、長い間一緒に仕事をさせていただき信頼関係は非常に高いものだと思っています。今でも覚えているのは、私が国際会計士倫理基準審議会(IESBA)で職業倫理の国際ルールをつくる審議会の委員をしているとき、日本の職業倫理に関する非常に難しい議題があったのですが、柳澤先生から非常に有意義なインプットをいただきました。

さて、改訂された監査法人のガバナンス・コード基本原則3では、監督・評価機関が監査法人の監査の品質管理だけでなく、人事管理など法人運営全般にわたって助言、提言するこ

まさにそれが Look behind the numbers なのです！

監査法人の品質管理面、あるいは法人運営全体を見させていただきました。

具体的には、年4回の定期的な委員会と、それから新しい試みとして、実際に監査法人の運営に携わっているパートナーの方たちに複数回にわたってインタビューをさせていただきました。こういう活動を通じて、新創監査法人の品質管理システムは非常に優れているという感触を得ています。

これから新創監査法人が力を入れていくことの一つに、監査ファイルの電子化というデジタル化、IT基盤のさらなる整備があると思いますが、この点について少し危惧するのは、どうもここに頼りすぎて、あるいはそこに行き過ぎて、職業専門家としての気迫とか、そういうものが薄れていくような感じがします。

今でも鮮明に覚えているのが、私が会計士業界に入ったばかりのとき、あるシニアの会計士の方が「あなたたち監査するときに伝票めくったり帳面を見たりすると思うけれど、コンピューターから出てきたから間違っていないだろうと数字だけ見ているようではダメだよ。本当の会計士は、数字を見て、数字が泣いていると、ピクピク動いて泣いているのを見つけるぐらいのプロフェッショナルでなきゃだめだ」と研修会で言ったんですね。いまの時代ではそんなことは言われなと思います。そのぐらいの気概をもって職業会計士として監査をしていく必要があるのは今でも変わらないと思うのです。

この例えは、先ほど柳澤先生がおっしゃったLook behind the numbersに通じているのではないかと思いますので、今年の「新創」の大きなテーマとして品質管理に取り組んでいただけだと思います。

柳澤 まさに今、加藤先生がおっしゃったことはLook behind the numbersそのものだと思います。私も数字が泣いているという雰囲気はわかります。この数字、何かおかしい



んじゃないかというのは、直感的に感じますよね。なかなか一般の方にはわからないと思いますけど(笑)。

監査法人のガバナンス・コードへの 対応と情報開示

柳澤 今回の法改正に伴う登録で、我々も改訂品質管理基準に従って品質管理システムを見直し、監査法人のガバナンス・コードも受け入れることになります。監査法人のガバナンス・コードはソフトローなので、我々は創意工夫しながら新創らしいガバナンスをつくっていく必要があると思います。それから今までと違う点としては、情報開示の充実があります。

まず、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」が登場してきました。当該報告書を公表することを通じて、責任を持って自らの監査法人の姿を社会に情報開示していくわけですが、これは体裁を整えるものではなく、開示を通じて自らが気づくことに大きな意味があると感じています。先生方の監督・評価委員会からのご指摘も同様で、「確かにそうだ」とあらためて考えさせられることが多く、これが監査品

質の向上につながっていくのだと思います。

加藤 監査法人のガバナンス・コードは、監査法人が組織として会計監査の品質を確保するために実効的な組織運営を行うための原則と指針を掲げているわけですね。昨年の新創監査法人の「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の中には『新創監査法人はガバナンス・コードに示されている理念に基づいた実効的な組織運営が実施されるよう体制を整備した』と記載されていますので、私たち監督・評価委員会は、それぞれ年4回の定期委員会とその他不定期に社員の方たちへのインタビューを通じて、それを実際に確かめてきました。その結果として、この「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」に書いてあることは正しいという心証を得たわけですね。特に私たちは、柳澤先生やトップクラスの方たちからだけでなく、営業や総務、法人運営に携わるパートナーの方たちと直接の面談をさせていただいて、場合によっては監査調書を拝見して、監査法人のガバナンス・コードに即して監査事務所の運営が行われているという心証を得ました。

柳澤 そこまで見ていただいてありがとうございます。

加藤 監査法人の運営に携わっている人たちの生の声を聞くことは非常に良かったと思っています。今後も適時定期的には、或いは何か大きく組織が変わったときには、直接現場の人たちから話を聞かせていただきたいと思います。

新創監査法人の 健全な発展に向けて

柳澤 何兆円という規模の企業を100人単位で行う監査は大手監査法人でなければできませんが、新創監査法人が目指していく方向としては、我々の良さを發揮して会社とともに歩んでいくような監査法人を目指したいと思っています。例えて言えば、大病院に対して町の中に「名医」がいたら、この病気だったらこの先生に診てもらいたいと言われるような「市中にいる名医」を目指していきたい。

そのためにはLook behind the numbersが大切で、単に監査的にきちっとしてくれるではなくて、この監査法人は本当に会社のためを考えてくれていると思ってもらえるような信頼関係を築いていきたい。そして社会全体の中でも存在意義の

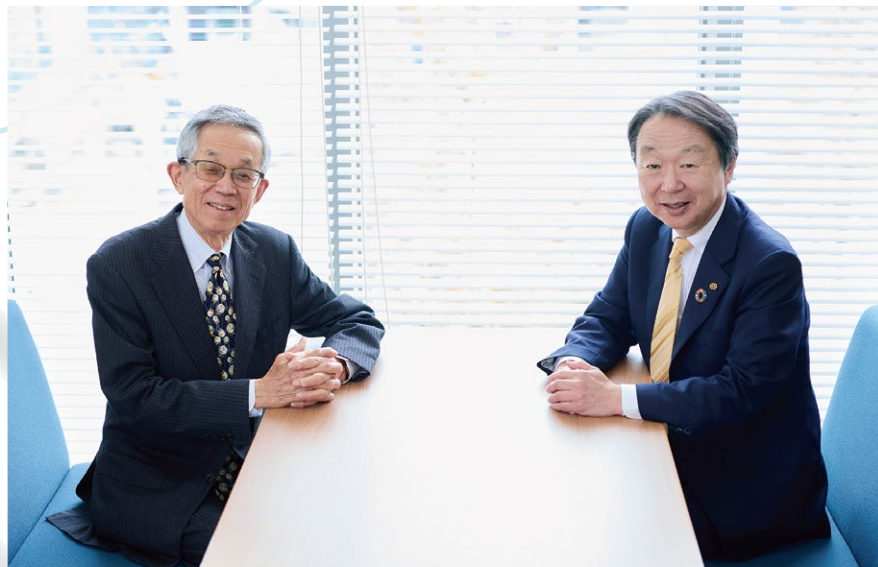
ある監査法人を目指していきたいと思います。

加藤 確かに「名医」といった形で社会から信頼されるのは一つの生き方ですね。その優れた病院の規模をどの程度で考えるかは、これから新創監査法人のトップマネジメントの人たちが経営方針として考えていていただきたいと思います。

監査法人といえども営利企業ですので、ある程度の規模は必要かなと思うんですね。品質管理と経営成績の向上は車の両輪で、両方の車輪がきちんとしていなければ車自体がしっかりと動きません。品質管理はどちらかというとブレーキとして動きを押さえる役割、経営成績を向上するのはアクセルを踏んで規模を大きくすることですから、品質管理と経営成績の向上のバランスをうまくとっていただきたいと思います。

今まで1年間見させていただいたところでは、新創監査法人はブレーキの面が非常に強い(笑)。それは品質管理が優れているということですが、アクセルが少し弱いという気がしますので、これからは人員確保等の面も含めてアクセルの方を向上していければと感じています。ですから私たち監督・評価委員会も、品質管理と両立させながら、かつ法人の規模を如何にして大きくしていくべきかについて助言、提言していきたいと思っています。

柳澤 ずばり、我々が考えなければいけない課題をご示唆いただきましてありがとうございます。決して売上を伸ばすことと品質管理はトレードオフではないので、しっかり規模を拡大しながら、かつ監査品質の向上を目指してまいりたいと思います。今日は誠にありがとうございました。



監査法人のガバナンス・コードへの適用状況

2024 年度版（2025 年 10 月 1 日時点）

原則1		原則2	
当監査法人が果たすべき役割		組織体制	
監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況 (本編において該当するところを示しています。)
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	Yes	当監査法人は、単に一所の監査法人として監査業務をこなすことを目的としているのではなく、監査法人の果たす社会的な役割として、資本市場を支え日本経済の発展に寄与することを第一に掲げ、常にそれをトップからのメッセージとして発信しています。 (参照) 01監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 最高経営責任者からのメッセージ「新創監査法人が掲げる四つのテーマ」
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	Yes	最高経営責任者からのメッセージの中で、新創監査法人が掲げる四つのテーマ、「Look behind the numbers!」の先にあるもの、Follow the Principles、Building Trustのそれぞれのパラグラフにおいて示しているように、保持すべき価値観とそれを実践するための考え方や行動の指針を明らかにしています。 (参照) 01監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 最高経営責任者からのメッセージ「新創監査法人が掲げる四つのテーマ」
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	Yes	当監査法人では、スタッフ全員が参加する全体会議をはじめ、研修会、また年頭のトップメッセージ等を通じて、前項で示したような監査法人としての考え方や行動の指針を示し、監査の社会的意義を説明し、一人ひとりの職業的懐疑心が極めて大切であること、そのことが監査の信頼性を高めることを説いて動機づけを行っています。 (参照) 02経営管理の状況等 (3) 人材基盤 ③ 教育、研修、評価、配員等について
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	Yes	一つの例としては、当監査法人内にはナレッジセンターがあり、全スタッフが利用できます。また、当監査法人は総勢100人未満という規模のため監査現場においてトップ(業務執行社員)からアシスタントまでの距離も近く、活発に議論を行っています。会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、開放的な組織文化・風土を醸成しています。 (参照) 01監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 最高経営責任者からのメッセージ、02経営管理の状況等 (3) 人材基盤 ③ 教育、研修、評価、配員等について
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	Yes	当監査法人は、監査業務の品質の維持向上を第一に考え、あくまでも監査業務に支障のない範囲で、かつ利益相反や独立性の懸念がない範囲において、極めて慎重に非監査業務を行っております。 また、兼業・副業については、自己のキャリア・アップに資するとともに、何よりも利益相反や独立性の懸念がないことを社員会、品質管理部門により十分に確認しております。 (参照) 02経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 ② 職業倫理の遵守及び独立性の確保の徹底 (3) 人材基盤 ④ 兼業・副業について
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	N/A	当監査法人はグローバルネットワークへの加盟、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営を行っておりません。 (参照) 今後のグローバルネットワークへの加盟についての方針は、02経営管理の状況等 (6) 国際対応基盤をご覧ください。

原則1		原則2	
当監査法人が果たすべき役割		組織体制	
監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況 (本編において該当するところを示しています。)
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	Yes	経営機関としては、まず社員会があり、その実効性を上げるための諮問助言機関として経営会議、そして経営実践組織として社員会の統括の下に経営企画部門ほか各部門を設けております。 (参照) 02経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備	Yes	「会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するための組織体制や経営機関の役割について」は、01監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 最高経営責任者からのメッセージ、02経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤にて示していますように、役割ごとに部門制を設けて組織的な運営を確保しております。 「監査上のリスクへの対応について」は、02経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤他で記載。個々の関与先ごとに信頼関係を構築しています。被監査会社との活発なコミュニケーションにより、被監査会社の経営者や多くの意見交換の機会を持ち、それらの活動を通じて監査上のリスクの把握を心がけております。 「人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備について」は、02経営管理の状況等 (3) 人材基盤他に記載。人材育成を重視した研修環境、複数の管理職による実効的な人事管理、職位職階制度を整備し、それらを通じて人事評価等に係る体制の整備などを図っております。 「IT基盤の実装化について」は、02経営管理の状況等 (4) IT基盤他に記載。監査業務のDXの推進のみならず、監査法人全体のDX化、更にはスタッフのITリテラシーの育成を重視した研修制度などを進めております。
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	Yes	監査実務に精通しているだけでなく、実効的な経営機能を有する人材の確保のため、大手監査法人のパートナー経験者を採用し、社員あるいは代表社員としています。 (参照) 02経営管理の状況等 (3) 人材基盤 ③ 教育、研修、評価、配員等について

原則3 組織体制

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況 (本編において該当するところを示しています。)
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	Yes	監督・評価機関として、監督・評価委員会を設置し、経営の実効性を監督・評価していただき、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保しています。(定例会は年4回、その他パートナーインタビューを実施) (参照) 02経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 ① 監督・評価委員会ならびに 03新創インタビュー
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	Yes	監督・評価委員会の場において当監査法人の経営課題を包み隠すことなく申し上げ、それに対して委員から委員知見に基づく多くの指摘、意見をいただいています。 監督・評価委員会の委員の独立性については、類似の役割を持つ株式会社における社外役員に関する会社法第2条の社外役員の要件、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」などが参考になると考えており、それらを基準として独立性に問題のないことを確認しております。 (参照) 02経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 ① 監査品質を維持向上するためのガバナンス体制
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	Yes	監督・評価委員会の業務については、委員会の議事の中では、本指針内に例示として挙げられている事項は、すべてカバーされています。特に資本市場の参加者等との意見交換への関与においては、本報告の 03新創インタビュー や日本公認会計士協会の上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイトにて、委員に登場いただくことで指針を満たしているものと考えております。 (参照) 02経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 ①監査品質を維持向上するためのガバナンス体制および 03新創インタビュー
3-4	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	Yes	監督・評価委員会の委員会は経営企画担当の代表社員が担当となっており、必要な資料や情報はいつでも適切に提供する仕組みとなっております。 (参照) 02経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤

原則4 業務運営

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況 (本編において該当するところを示しています。)
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	Yes	当監査法人は総勢 100 人未満の規模のため、その規模の特性よりトップから現場スタッフまでの距離が近く、経営機関の考え方を現場に浸透させやすい体制となっています。合わせて、「新創ゼミナール」と称して業務の場とは別に会計監査の品質を主なテーマとしてディスカッションする場を定期的に設け、意見交換や議論を積極的に行っています。 (参照) 01監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1)最高経営責任者からのメッセージ及び 02経営管理の状況等 (1)品質管理基盤
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	Yes	研修部門において、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための研修を企画実施しております。また、人事評価制度においても品質管理を含む職業的専門家としての能力を重要項目として評価を行っております。 (参照) 01監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1)最高経営責任者からのメッセージ 02経営管理の状況等 (3)人材基盤
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	Yes	指針に掲げる項目については、業務部門、研修部門において適切に対応して取り組んでおります。特に非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられることについては、協力していただける税理士法人での税務のトレーニング、協力していただけるコンサル会社への出向、会計大学院への通学機会の提供(学費は法人負担)などを行っております。 (参照) 01監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1)最高経営責任者からのメッセージ 02経営管理の状況等 (1)品質管理基盤 (3)人材基盤
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	Yes	監査基準に定める経営者とのディスカッションやコミュニケーションが形式的なものとならないよう、深度ある議論を心がけています。また会議体だけでなく、必要に応じて被監査会社の CEO・CFO 等の経営幹部及び監査役等とは、個別に適時適切に議論する体制をジョブごとに整えるようにしています。 (参照) 02経営管理の状況等 (1)品質管理基盤
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	Yes	内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともに、これを公表し、伝えられた情報を適切に活用する体制を整えております。 (参照) 02経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 ②ガバナンス・コードの適用状況について

原則5 透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況 (本編において該当するところを示しています。)
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	Yes	本報告書が当該指針に該当しているものと考えています。そのほか、ホームページや日本公認会計士協会の中小監査事務所が情報を掲載できるサイトを利用して情報を発信しています。
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	Yes	品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点(以下、6つの観点とします)から、規模・特性等を踏まえた説明については、この報告書の 02経営管理の状況等 において記載しているところです。以下、指針の掲げられている項目に従い説明します。
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針		01監査品質向上に向けた取組及び事務所概要(1)最高経営責任者からのメッセージ の項において、それぞれの考え方や姿勢を示しています。新創監査法人が掲げる四つのテーマ、すなわち「チームワーク」「一人ひとりのキャリア・アップ」「高い規律と向き合う覚悟」「Look behind the numbers!」がそのキーワードとなります。
	・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI:AuditQualityIndicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報		01監査品質向上に向けた取組及び事務所概要(3)新創AQI においてAQI利用による監査品質の見える化を推進しています。当監査法人の場合、資本市場の参加者は主に関与先の経営者、監査の研究者などが該当します。経営者とのディスカッションを通じて得られた情報は当監査法人内で共有する仕組みを持ち、また研究者の方々との対話は各種の研究学会の参加や個別に研究者の方々との交流を通じて得られる情報を当監査法人の経営に活かしています。
	・監査法人における品質管理システムの状況		02経営管理の状況等(1)品質管理基盤 に記載。品質管理責任者並びに品質管理部門を設置し、形式的な品質管理にならぬように6つの観点から検討し整備運用を行っています。
5-2	・経営機関等の構成や役割	Yes	02経営管理の状況等(2)組織・ガバナンス基盤 に記載。経営機関の役割分担を明確にし、部門を設置し、経営機能の実効性を6つの観点から発揮できるよう心がけています。
	・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方		02経営管理の状況等(2)組織・ガバナンス基盤 ならびに 03新創インタビュー に記載。高い独立性を持った監督・評価委員会が極めて実効的に活動し、期待される十分な役割を果たしています。
	・法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応		02経営管理の状況等(1)品質管理基盤 に記載。当監査法人は監査業務を主体に考えており、被監査業務は監査業務の品質の維持向上を大前提に極めて慎重に行っております。
	・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)		02経営管理の状況等(4)IT基盤 に記載。IT基盤の実装化は監査品質の維持向上に不可欠のこととしてとらえ、実装化に向けて進めています。
5-2	・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	Yes	02経営管理の状況等(3)人材基盤 に記載。当監査法人のテーマの一つでもある「一人ひとりのキャリア・アップ」は、当監査法人のすべての面の要ととらえています。
	・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況		02経営管理の状況等(5)財務基盤 に記載。無理のない進捗で売上を伸ばし適正な規模の拡大を図っており、特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤を確保しています。

5-3	・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	N/A	02経営管理の状況等(6)国際対応基盤 に記載。特定のネットワークファームには加入しておらず、ジョブごとに適切な体制が取れるよう普段からの情報収集とリレーション(業務提携)作りを行っております。
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価		02経営管理の状況等(2)組織・ガバナンス基盤 に記載。特に監督・評価委員会から監査品質の向上に向けた取組みの実効性に関する評価を得ており、PDCAによるフィードバックも実施しております。
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	N/A	当監査法人はグローバルネットワークへの加盟、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営を行っておりません。 なお、今後のグローバルネットワークへの加盟についての方針は、 02経営管理の状況等(6)国際対応基盤 に記載。特定のネットワークファームには加入せず、ジョブごとに適切な体制を取れる優位性が発揮できるよう普段からの情報収集とリレーション(業務提携)作りを行っております。
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	Yes	本報告書の多くの箇所において総合的に示しています。当監査法人の場合、資本市場の参加者は主に関与先の経営者、監査の研究者、また業界関係のマスコミなどが該当すると考えます。経営者とのディスカッションを通じて得られた情報は当監査法人内で共有する仕組みを持ち、研究者の方々との対話は各種の研究学会の参加や個別に研究者の方々との交流を通じて得られる情報を当監査法人の経営に活かしています。業界関係のマスコミとのコミュニケーションも積極的に行い、実際に記事に掲載されることもあります。 それらの活動については、監督・評価委員会にも報告し、監査品質の向上に向けた取組みの実効性に関する評価としてフィードバックを受け、PDCAに活用しております。なお、日本公認会計士協会の上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイトにて、資本市場参加者向けに動画を配信しております。
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	Yes	具体的には本報告書を年一回作成することにより、その作成過程を通じて取組みの実効性を自ら定期的に評価しています。監督・評価委員会からも年一回総評により評価を得ています。それら評価によって得られた情報は、PDCAによるフィードバックも実施しております。
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	Yes	(参照) 02経営管理の状況等(1)品質管理基盤(2)組織・ガバナンス基盤、03新創インタビュー